

平成21年7月10日

## 国際裁判管轄法制に関する中間試案（案）

※（補足説明）は、本部会資料用に記載したものであり、中間試案として公表する際には削除することを予定している。

### 第1 人に対する訴え等についての管轄権

#### 1 人に対する訴え

人に対する訴えは、次に掲げる場合には、日本の裁判所に提起することができるものとする。

ア 被告の住所が日本国内にあるとき。

イ 被告の住所がない場合又は住所が知れない場合において、被告の居所が日本国内にあるとき。

ウ 被告の居所がない場合又は居所が知れない場合において、被告が訴えの提起前に日本国内に住所を有していたとき。ただし、日本国内に最後に住所を有していた後に外国に住所を有していたときは、この限りでない。

（補足説明）

国際裁判管轄は、日本の裁判所の管轄権が及ぶ範囲に関する規律であり、管轄権の存在を前提とする国内の土地管轄に関する規律とは異なることから、本試案では、国内の土地管轄に関して用いられる「普通裁判籍」「特別裁判籍」「専属管轄」等の用語を用いていない。このため、第1及び第1の1以下の表題を変更するとともに、本文の末尾を「日本の裁判所に提起することができるものとする。」との表現に修文した。

また、ウのただし書について、趣旨をより明確にするため、「日本国内に最後に住所を有していた後」という表現に修文したが、規律の実質的な内容について変更はない。

#### 2 大使、公使等に対する訴え

大使、公使その他外国に在ってその国の裁判権からの免除を享有する日

本人に対する訴えは、上記1アからウまでのいずれにも該当しない場合においても、日本の裁判所に提起することができるものとする。

(補足説明)

同様に、本文の末尾の文言を修正した以外に、実質的な変更はない。

### 3 法人その他の社団又は財団に対する訴え

- ① 法人その他の社団又は財団に対する訴えは、その主たる事務所又は営業所が日本国内にあるときは、日本の裁判所に提起することができるものとする。
- ② 法人その他の社団又は財団に対する訴えは、その事務所又は営業所がない場合又はその所在地が知れない場合において、その代表者その他の主たる業務担当者の住所が日本国内にあるときは、日本の裁判所に提起することができるものとする。

(補足説明)

部会資料14の本文①及び②の各末尾の文言を「日本の裁判所に提起することができるものとする。」と修正した以外に、実質的な変更はない。

## 第2 契約上の債務の履行の請求に係る訴え等についての管轄権

### 1 契約上の債務の履行の請求に係る訴え

- ① 契約上の債務の履行の請求に係る訴えは、次に掲げる場合には、日本の裁判所に提起することができるものとする。
  - ア 当事者が契約において定めた当該債務の履行地が日本国内にあるとき。
  - イ 当事者が契約において選択した地の法によれば、当該債務の履行地が日本国内にあるとき。
- ② 契約上の債務に関連して行われた事務管理又は生じた不当利得に係る請求、契約上の債務の不履行による損害賠償の請求その他契約上の債務に関連する請求に係る訴え（上記①の訴えを除く。）は、原告が上記①の規律により当該契約上の債務の履行の請求に係る訴えを日本の裁判所に提起することができるときは、日本の裁判所に提起することができるものとする。

(補足説明)

前回の部会で提示した案と実質的には同一であるが、本文①に形式的な変更を加えた。

## 2 手形又は小切手による金銭の支払の請求を目的とする訴え

手形又は小切手による金銭の支払の請求を目的とする訴えは、手形又は小切手の支払地が日本国内にあるときは、日本の裁判所に提起することができるものとする。

(補足説明)

部会資料14から変更はない。

## 3 財産権上の訴え

① 財産権上の訴えは、請求の目的の所在地が日本国内にあるときは、日本の裁判所に提起することができるものとする。

②【甲案】財産権上の訴えで金銭の支払の請求を目的とするものは、差し押さえることができる被告の財産の所在地が日本国内にあるときは、日本の裁判所に提起することができるものとする。

### 【乙案】

ア 財産権上の訴えで金銭の支払の請求を目的とするものは、差し押さえることができる被告の財産の所在地が日本国内にあるときは、日本の裁判所に提起することができるものとする。

イ 外国裁判所が、差し押さえることができる被告の財産が当該外国に所在することのみにより、その管轄権を行使した場合には、その外国裁判所の確定判決は効力を有しないものとする。

【丙案】財産権上の訴えで金銭の支払の請求を目的とするものは、原告の申立てにより日本国内に所在する被告の財産に対し仮差押えがされているときは、日本の裁判所に提起することができるものとする。

(注)

上記①②の規律のほか、「財産権上の訴えは、請求の担保の目的の所在地が日本国内にあるときは、日本の裁判所に提起することができるものとする。」との規律の当否についても、なお検討する。

(補足説明)

部会資料18から実質的な変更はないが、試案②の丙案は、原告の申立てにより仮

差押えがされた場合に限定されることを明らかにするため、必要な修文をした。

#### 4 事務所又は営業所を有する者等に対する訴え

- ① 日本国内に事務所又は営業所を有する者に対する訴えでその事務所又は営業所における業務に関するものは、日本の裁判所に提起することができるものとする。
- ② 日本国内において事業を継続してする者に対する訴えでその者の日本における業務に関するもの（上記①の訴えを除く。）は、日本の裁判所に提起することができるものとする。

(補足説明)

試案①は、部会資料14から変更はない。

試案②は、第6回部会での議論を踏まえて、外国会社等のみならず、日本の法令により設立された法人、日本における法人格なき社団又は財団及び日本に住所を有する自然人についても適用される規律とするために、「日本国内において事業を継続してする者」と修文するとともに、試案①との重複を避けるため、試案②の規律の対象から試案①の訴えを除くこととした。なお、試案②の「業務」は、日本において継続してされている事業に関する業務であることを前提としている。

#### 5 社団又は財団に関する訴え

- ① 会社法第7編第2章に規定する訴え（同章第4節及び第6節に規定する訴えを除く。）、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第6章第2節に規定する訴えその他日本の法令により設立された社団又は財団に関する訴えでこれらに準ずるものは、日本の裁判所にのみ提起すべきものとするものとする。
- ② 民事訴訟法第5条第8号に掲げる訴え（上記①の訴えを除く。）は、社団又は財団が法人である場合にはそれが日本の法令により設立されたものであるとき、社団又は財団が法人でない場合にはその主たる事務所又は営業所の所在地が日本国内にあるときは、日本の裁判所に提起することができるものとする。

(補足説明)

試案①につき、前回の部会で提示した「会社法第7編第2章に規定する訴え（略）に準ずる訴え」との文言は、例えば、会社法上の社債に類する債券に関する訴えも含むと解する余地があることから、「準ずる訴え」は、会社法、一般法人法以外の日本の

法令により設立された社団等に関する訴えであることを明確にするための修文をした。  
また、試案②につき、規律の内容を明確にするための修文をした。

## 6 不法行為に関する訴え

不法行為に関する訴えは、不法行為があった地が日本国内にあるときは、日本の裁判所に提起することができるものとする。ただし、加害行為の結果が発生した地のみが日本国内にある場合において、その地における結果の発生が通常予見することのできないものであったときは、この限りでないものとする。

(注)

「不法行為があった地」とは、加害行為が行われた地と加害行為の結果が発生した地の双方を意味する。

(補足説明)

予見可能性の観点から日本の裁判所に訴えを提起することができるかどうかの問題となる場面は、加害行為地が外国で、結果発生地が日本の場合であることから、第7回部会における議論も踏まえ、修文した。

## 7 不動産に関する訴え

不動産に関する訴えは、不動産の所在地が日本国内にあるときは、日本の裁判所に提起することができるものとする。

(補足説明)

第7回部会における議論を踏まえ、部会資料15の本文①及び②甲案を提案するものである。

## 8 登記又は登録に関する訴え

登記又は登録に関する訴えは、登記又は登録をすべき地が日本国内にあるときは、日本の裁判所にのみ提起すべきものとするものとする。

(注)

知的財産権の登録に関する訴えは、登記又は登録に関する訴えに含まれる。

(補足説明)

部会資料15から変更はない。知的財産権の登録に関する訴えについて独自の規律を設けないこととしたため、同訴えが登記又は登録に関する訴えに含まれることを注

記した。

## 9 相続に関する訴え

- ① 相続権若しくは遺留分に関する訴え又は遺贈その他死亡によって効力を生ずべき行為に関する訴えは、次に掲げる場合には、日本の裁判所に提起することができるものとする。
  - ア 相続開始の時ににおける被相続人の住所が日本国内にあるとき。
  - イ 相続開始の時ににおける被相続人の住所がない場合又は住所が知れない場合において、相続開始の時ににおける被相続人の居所が日本国内にあるとき。
  - ウ 相続開始の時ににおける被相続人の居所がない場合又は居所が知れない場合において、被相続人が相続開始の前に日本国内に住所を有していたとき。ただし、日本国内に最後に住所を有していた後に外国に住所を有していたときは、この限りでない。
- ② 相続債権その他相続財産の負担に関する訴えで上記①の訴えに該当しないものは、上記①アからウまでに掲げる場合には、日本の裁判所に提起することができるものとする。

(補足説明)

部会資料15から実質的な変更はない。

(第2についての後注)

債務不存在確認の訴えについては、特段の規律を置かないものとする。

## 第3 管轄権に関する合意等

### 1 管轄権に関する合意

- ① 当事者は、第一審に限り、合意により訴えを提起することができる日本又は外国の裁判所を定めることができるものとする。ただし、その合意が外国の裁判所のみを訴えを提起することができる裁判所として定めるものである場合において、その外国の裁判所が管轄権を行使することができないときは、この限りでないものとする。
- ② 上記①の合意（以下「管轄権に関する合意」という。）は、一定の法律関係に基づく訴えに関し、かつ、書面でしなければ、その効力を生じないものとする。

- ③ 管轄権に関する合意がその内容を記録した電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）によってされたときは、その合意は、書面によってされたものとみなすものとする。

(補足説明)

- 1 試案①の本文は、国際裁判管轄に関する合意である趣旨を明らかにするために、「訴えを提起することができる日本又は外国の裁判所」という表現に修正した以外に、部会資料15から変更はない。ここにいう「日本又は外国の裁判所」とは、管轄権を行使するものとして合意した国に属する裁判所一般を意味することを前提としている。「第一審に限り」との記載は、例えば、第一審は外国裁判所で行い、第二審は、日本の裁判所で行う旨の合意は無効であると考えられることから、存置している。試案①のただし書は、第7回部会における議論に基づき、部会資料15の甲案を提案するものである。管轄権を「有しない」との文言を「行使することができない」と修正したのは、指定された外国の裁判所が管轄権を法律上有しないときのみならず、事実上行使不能な場合も含めるとの趣旨である。
- 2 試案②及び③は、部会資料15の本文③及び④から内容の変更はない。なお、部会資料15の本文②は、関連する他の規律とともに、第7にまとめて規律することとしている。

## 2 応訴による管轄権

被告が第一審裁判所において日本の裁判所が管轄権を有しないとの抗弁を提出しないで本案について弁論をし、又は弁論準備手続において申述をしたときは、日本の裁判所は、管轄権を有するものとする。

(補足説明)

試案は、国際裁判管轄に関する規律であることを明らかにするために、「管轄」という表現ではなく、「管轄権」という表現に修正した以外に、部会資料15から変更はない（なお、第7参照）。

## 第4 個別分野の訴えについての管轄権

### 1 海事に関する訴え

- ① 船舶の衝突その他海上の事故に基づく損害賠償の訴えは、損害を受け

た船舶が最初に到達した地が日本国内にあるときは、日本の裁判所に提起することができるものとする。

- ②【甲案】海難救助に関する訴えは、海難救助があった地又は救助された船舶が最初に到達した地が日本国内にあるときは、日本の裁判所に提起することができるものとする。

【乙案】海難救助に関する訴えについては、特段の規律を置かないものとする。

(注)

船舶債権その他船舶を担保とする債権に基づく訴えについては、特段の規律を置くか否かについて、第2の3(注)における検討も踏まえ、なお検討する。

(補足説明)

部会資料15から実質的な変更はない。

## 2 知的財産権に関する訴え

知的財産権（知的財産基本法第2条第2項に規定する知的財産権をいう。）のうち設定の登録により発生するものの存否又は効力に関する訴えは、その登録の地が日本であるときは、日本の裁判所にのみ提起すべきものとするものとする。

(注)

知的財産権の侵害訴訟等については、特段の規律を置かないものとする。

(補足説明)

知的財産の登録に関する訴えは、登記又は登録に関する訴えに含まれるものとしていいる。また、知的財産権のうち設定の登録による発生するものの存否又は効力に関する訴えは、既に登録されていることが前提となると考えられることから、「登録をすべき地」との文言を「登録の地」と修文した。その他は、部会資料15から実質的な変更はない。

## 3 消費者契約に関する訴え

- ① 消費者（個人（事業として又は事業のために契約の当事者となる場合におけるものを除く。）をいう。）と事業者（法人その他の社団又は財団及び事業として又は事業のために契約の当事者となる場合における個人をいう。）との間で締結される契約（労働契約を除く。以下「消費者契約」という。）に関する消費者から事業者に対する訴えは、



【甲案】訴えの提起の時又は当該消費者契約の締結の時ににおける消費者の住所

【乙案】当該消費者契約の締結の時ににおける消費者の住所が日本国内にあるときは、日本の裁判所に提起することができるものとする。

- ② 消費者契約に関する事業者から消費者に対する訴えは、第1の1の規律によって日本の裁判所に提起することができない場合においては、次に掲げるときに限り、日本の裁判所に提起することができるものとする。
- ア 消費者が第一審裁判所において日本の裁判所が管轄権を有しないとの抗弁を提出しないで本案について弁論をし、又は弁論準備手続において申述をしたとき。
- イ 消費者と事業者との間の民事上の紛争について日本の裁判所を訴えを提起することができる裁判所として定める合意が効力を有するとき。
- ③ 消費者と事業者との間の民事上の紛争を対象とする管轄権に関する合意は、次に掲げるときに限り、その効力を有するものとする。
- ア 当該紛争が生じた後にされた合意であるとき。
- イ 【甲案】消費者契約の締結の時ににおける消費者の住所がある国の裁判所を訴えを提起することができる裁判所として定める合意（その国の裁判所のみを訴えを提起することができる裁判所として定める合意を除く。）であるとき。
- 【乙案】第2の規律により管轄権を有することとなる事由及び消費者契約の締結の時ににおける消費者の住所が特定の国にある場合において、その国の裁判所を訴えを提起することができる裁判所として定める合意（その国の裁判所のみを訴えを提起することができる裁判所として定める合意を除く。）であるとき。
- 【丙案】③においては、ア及びウ以外に合意が効力を有する場合を定めないものとする。
- ウ 消費者が管轄権に関する合意に基づき日本の裁判所に訴えを提起したとき又は事業者が日本の裁判所に訴えを提起した場合において消費者が管轄権に関する合意に基づき日本の裁判所に訴えを提起することができないとの抗弁を提出したとき。

(補足説明)

1 試案①について

部会資料16から実質的な変更はない。

## 2 試案②の規律について

部会資料16の本文②の甲案と内容面での変更はない。同資料では、実質的に常に訴え提起時の消費者の住所での訴えの提起を求めるとの考え方（甲案）と、消費者の訴え提起時の住所がある国に加え、消費者契約締結時の住所がある国にも国際裁判管轄を認めるとの考え方（乙案）とを掲げたが、第8回部会においては、消費者契約締結時の住所がある国に、第2（契約上の債務の履行の請求に係る訴え等についての管轄権）の規律により日本の裁判所が管轄権を有することとなる事由があれば、その国に国際裁判管轄を認めたとしても消費者、事業者の予測可能性も害さないのではないかとの折衷的な意見も出された。

さらに、部会においては、上記の議論を踏まえ、試案③の管轄権に関する合意が有効となる場合を、合理的な範囲で部会資料16の本文③よりも広げることができるのであれば、試案②については部会資料16の甲案を採用したとしても、事業者は管轄権に関する合意によって事前に予測していた国で訴えを提起することが可能となるので、事業者の予測可能性も確保されるのではないかとの意見が出され、賛同者も多かった。

試案は、こうした議論を踏まえ、試案③の管轄権に関する合意が有効となる場合を広げることの是非を検討することとし、試案②については部会資料16の甲案のみを提案することとしている。

なお、部会資料16の本文②アとして、「当該訴えが、日本の裁判所の管轄に専属するとき」を掲げていたが、第7（適用除外）の規定を設けることにしたため、部会資料16の本文②のアを削除することとしたものである（実質的な規律の内容に変更はない）。

## 3 試案③の規律について

### (1) アについて

部会資料16から実質的な変更はない。

### (2) イについて

甲案は、消費者契約締結時の消費者の住所がある国の裁判所を合意した場合には、合意の効力を認めることとし、ただし、その合意は付加的なものに限るとの規律を提案するものである。

乙案は、消費者契約締結時の消費者の住所がある国で、第2（契約上の債務の履行の請求に係る訴え等についての管轄権）の規律によって日本の裁判所が管轄権を有することとなる事由がある国を合意した場合（すなわち消費者契約締結時の消費者の住所があり、日本の法令によれば、その国にいわゆる特別裁判籍が認められるような場合。その合意は付加的なものに限ることは甲案と同様。）には、合意の効

力を認めることを提案するものである。

丙案は、原則として訴え提起時の消費者の住所で訴えを提起しなければならないとの考え方に立ち、管轄権に関する合意の効力を認める場合を試案③のア及びウの場合に限定するものである。

なお、甲案から丙案までのいずれによっても、その契約締結地又は履行を受けた地の属する国の裁判所を訴えを提起することができる裁判所として定めることは認められないこととなる。いわゆる能動的消費者については、常居所地と異なる法域に赴いて契約を締結するなどした以上、消費者保護規範も含め、その消費者が赴いた地の法が適用されることは合理的であると考えられる。国際裁判管轄の規律についても、当事者の予測可能性を考慮することは必要となるが、能動的消費者について消費者契約に関する規律の適用を除外すると、消費者は一時的に滞在したにすぎない外国の裁判所で応訴することを強いられることになり、実質的にその権利を主張することが困難になることは、消費者の住所地国で契約した場合と変わらないことから、いわゆる能動的消費者の適用除外の規定は不要と考えられるが、どうか。

### (3) ウについて

実質的な規律の内容は、部会資料16から変更はなく、(i)消費者が、管轄権に関する合意に基づき、日本の裁判所に訴えを提起した場合、(ii)事業者が日本の裁判所に訴えを提起した場合において、消費者が、外国の裁判所が管轄権を有する旨の主張をして、訴えの却下を求める場合を対象としている。なお、(ii)に関しては、事業者が外国の裁判所に提起した訴えにおいて、消費者が、管轄権に関する合意に基づき、日本の裁判所が管轄権を有する旨主張し、その訴えが却下された後に、事業者が日本の裁判所に提起した訴えにおいて、消費者が、同一の管轄権に関する合意の無効を主張することがあり得る。この場合は、管轄権に関する合意の無効主張の制限の問題であり、信義則などの一般原則により、消費者が当該合意の無効を主張することを制限することが可能であると考えられることから、(ii)の対象には含めていない。

## 4 労働関係に関する訴え

- ① 労働契約の存否その他の労働関係に関する事項について個々の労働者と事業主との間に生じた民事に関する紛争（以下「個別労働関係民事紛争」という。）に係る労働者から事業主に対する訴えは、当該個別労働関係民事紛争に係る労働契約における労務の提供地（その地を特定できない場合にあつては、当該労働者を雇い入れた事業所の所在地）が日本国内にあるときは、日本の裁判所に提起することができるものとする。
- ② 個別労働関係民事紛争に係る事業主から労働者に対する訴えは、第1

の1の規律によって日本の裁判所に提起することができない場合においては、次に掲げるときに限り、日本の裁判所に提起することができるものとする。

ア 労働者が第一審裁判所において日本の裁判所が管轄権を有しないとの抗弁を提出しないで本案について弁論をし、又は弁論準備手続において申述をしたとき。

イ 個別労働関係民事紛争について日本の裁判所に訴えを提起することができる裁判所として定める合意が効力を有するとき。

③ 労働者と事業主との間の個別労働関係民事紛争を対象とする管轄権に関する合意は、次に掲げるときに限り、その効力を有するものとする。

ア 当該紛争が生じた後にされた合意であるとき。

イ 労働者が管轄権に関する合意に基づき日本の裁判所に訴えを提起したとき又は事業主が日本の裁判所に訴えを提起した場合において労働者が管轄権に関する合意に基づき日本の裁判所に訴えを提起することができないとの抗弁を提出したとき。

(注)

労働審判法第2条は国内土地管轄について規定しているところ、労働関係の訴えに関する国際裁判管轄の規律は、同法第22条第1項により訴えの提起があったものとみなされる場合に適用されるものとする。

(補足説明)

部会資料8、部会資料16で用いていた「労務を提供すべき地」という文言については、なおその規定振りについて法制的な面からも検討を要するが、中間試案においては、通則法と異なる用い方をしていることを示すために、「労務の提供地」としている。

また、部会資料16の本文②のアを削除したことについては、第4の3（消費者契約関係の訴え）の補足説明2「なお、」以下参照。

その他については、実質的な変更はない。

## 第5 併合請求における管轄権

① 一の訴え（数人からの又は数人に対する訴えを除く。）で数個の請求をする場合において、日本の裁判所が一の請求について管轄権を有し、他の請求について管轄権を有しないときは、一の請求と他の請求との間に密接な関連があるときに限り、日本の裁判所にその訴えを提起するこ

とができるものとする。

- ② 被告は、日本の裁判所が本訴の目的である請求について管轄権を有し、反訴の目的である請求について管轄権を有しない場合には、本訴の目的である請求又は防御の方法と密接に関連する請求を目的とするときに限り、本訴の係属する日本の裁判所に反訴を提起することができるものとする。
- ③ 数人からの又は数人に対する訴えで数個の請求をする場合において、日本の裁判所が一の請求について管轄権を有し、他の請求について管轄権を有しないときは、訴訟の目的である権利又は義務が数人について共通であるとき、又は同一の事実上及び法律上の原因に基づくときに限り、日本の裁判所にその訴えを提起することができるものとする。
- ④ 上記①若しくは③の他の請求又は上記②の反訴の目的である請求に係る訴えについて、
- 【甲案】日本の法令に日本の裁判所のみが管轄権を行使する旨の定めがある場合において、管轄権を有することとなる事由が外国にあるとき
- 【乙案】日本の裁判所のみが管轄権を行使する旨の定めがある場合（当事者が第3の1の①の規律により管轄権に関する合意をした場合を含む。）において、管轄権を有することとなる事由が外国にあるとき
- は、上記①から③までの規律は適用しないものとする。

(補足説明)

文言を形式的に修正し、適用が除外される場合を④にまとめた以外は、部会資料16から実質的な変更はない。

(第5についての後注)

訴訟参加、訴訟引受及び訴訟告知については、特段の規律を置かないものとする。

## 第6 国際裁判管轄に関する一般的規律

裁判所は、第1から第5までの規律によって日本の裁判所に訴えを提起することができる場合においても、事案の性質、当事者及び尋問を受けるべき証人の住所、使用すべき検証物の所在地その他の事情を考慮して、当事者間の衡平を害し、適正かつ迅速な審理の実現を妨げることとなる特別

の事情があると認めるときは、訴えの全部又は一部を却下することができるものとする。

(補足説明)

第9回部会における議論に基づき、規律を適用する主体を「裁判所」とし、当事者の申立ての有無にかかわらず、規律が適用されるものであることを明らかにするために、「申立てにより又は職権で」の文言を削除する修文をした以外に、部会資料17から変更はない。

(第6についての後注)

緊急管轄については、規律を設ける必要性の有無、規律を設けるとした場合の具体的な規律の内容について、なお検討する。

## 第7 適用除外

第1, 第2(5①及び8を除く。), 第3, 第4の1, 3及び4並びに第6の規律は、日本の法令に日本の裁判所のみが管轄権を行使する旨の定めがある訴えについては、適用しないものとする。

(補足説明)

日本の裁判所のみが管轄権を行使する旨の定めがある訴えについて、適用が除外されるのは、管轄権に関する合意、応訴についての規律に限らないことから、第7を設け、適用が除外される場合を整理したものである。

## 第8 国際訴訟競合に関する規律

【甲案】

【A案】

- ① 外国裁判所に係属する事件と同一の事件について、訴えの提起があった場合において、外国裁判所に係属する事件が判決によって完結し、その判決が確定して民事訴訟法第118条の規定により効力を有することとなると見込まれるときは、裁判所は、申立てにより又は職権で、その事件の判決が確定するまで訴訟手続を中止することができるものとする。
- ② 上記①の規律による決定に対しては、不服申立てをすることができ

るものとする。

#### 【B案】

- ① 外国裁判所に係属する事件と同一の事件について、訴えの提起があった場合において、外国裁判所に係属する事件が判決によって完結し、その判決が確定して民事訴訟法第118条の規定により効力を有することとなると見込まれるときは、裁判所は、その事件の判決が確定するまで訴訟手続を中止することができるものとする。
- ② 上記①の規律による決定に対しては、不服申立てをすることができないものとする。

#### 【乙案】

国際訴訟競合については、特段の規律を置かないものとする。

(注)

上記甲案のA案においては、(i)不服申立てのあり方(中止の申立てを却下した決定に対する不服申立てを認めるかどうか)、(ii)中止決定の取消しに関する規律の要否(中止決定の取消しについての規律を設けるかどうか、中止決定の取消しについて当事者の申立権を認めるかどうか)、(iii)中止決定の取消しに関する不服申立てのあり方(中止取消決定に対する不服申立てを認めるかどうか、中止決定の取消しの申立てを却下した決定に対する不服申立てを認めるかどうか)等について、なお検討を要する。

(補足説明)

部会資料17から変更はない。(注)は、甲案のうちA案に立って、不服申立ての制度を設ける場合に検討すべき点を掲げたものである。

## 第9 保全命令事件に関する規律

保全命令の申立ては、本案の訴えを提起することができる裁判所が日本の裁判所であるとき又は仮に差し押さえるべき物若しくは係争物の所在地が日本国内にあるときは、日本の裁判所にすることができるものとする。

(補足説明)

第8回部会の議論を踏まえ、部会資料16の甲案を提案するものである。

(全体についての後注)

第2の4②、9②、第4の3①、4①の各規律により日本の裁判所に訴えを提起で

きる場合の国内土地管轄の規律については、なお検討する。